

(別紙4)

実習先施設種別一覧

1. 居宅介護職員初任者研修課程

○ 施設サービス（介護実習、事業所見学等）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅（特定施設入居者生活介護事業者）

○ 在宅サービス（事業所見学、同行訪問等）

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

○ 地域密着型サービス（介護実習、同行訪問、事業所見学等）

夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護
事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護、地
域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 障害福祉サービス事業所（介護実習、同行訪問、事業所見学等）

・ 障害者総合支援法に規定される、居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・生活介護
事業所・計画相談支援事業所

○ その他

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）、在宅介
護支援センター

2. 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

- ・ 障害者総合支援法に規定される、居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・生活介護事業
所・計画相談支援事業所
- ・ 介護保険法に規定される、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪
問リハビリテーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、介護老人福
祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

3. 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

- ・ 障害者総合支援法に規定される、居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・生活介護事業所

4. 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

- ・ 障害者総合支援法に規定される、居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・生活介護事業所

※ただし、在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス現場を1カ所以上含むこと

5. 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

- ・ 障害者総合支援法に規定される、居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・生活介護事業所

※ただし、在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス現場を1カ所以上含むこと

以上は実習施設の一例である。事業所は、効果的な研修を行うために、実習施設、実習内容について十分配慮すること。